

債一十七名を解雇し解雇手当一人四十円宛 (一)積立金全部拂戻  
 (二)中間搾取三名を解雇す (三)一月七十円以上の収入を保証  
 する (四)解雇者全部の前借金拂引 (五)傷病手当制度は即時制定す

争議部報告おはり

訴訟部

最近中山地区。経済的逼迫は必然に攻勢化せしめ、及動裁判所を利用し土地返還訴訟は小作料請求事件を提起し農民に挑戦し然も地主は見本農  
 作を戦術と禁並毛動産差押入を以て益獲せし来居る。現在の  
 如き支配(不動)の下では小作人側に如何に正しき道理はあろうか  
 側には被控に於ける勝利はあり得ない。今日迄の小作料請求事件は土地問題  
 へ政治的争争へと進展化した。

新松野では現在の裁判所の本質を知ることが故に争議部と協力し大衆的  
 行動に依つて一審は大勝に勇致し戦ひを押し進め結果、訴訟は一九三二年  
 度の掃蕩を遂げ事事件は訴訟四件調停 件は過期なり。

本 日高地区津村松本

黒田熊太郎

訴 日高地区 區

和可山地区小杉福松

尚裁判所確定しが控訴せしが大衆行動に依る血戦準備中もの。(三件)

日高地区中岡幸四郎

和可山地区関亀三郎

和可山地区山本文藏

地主 寺井多助  
寺井多助

日高地区協会

地主 有本亀三郎

昭和土地会社

中村美佐枝

矢野幸三郎

教育部

訴訟部終り

吾輩の父マルクスに云ふに「無智は悪魔である。それが社会に悲劇をもたらすので  
 おろこの事を吾々は恐れぬ」戦闘的理論なくして戦才的行動はあり得ない故に吾  
 輩は教育斗争に主力を注ぎ経済斗争を通じて実践的に教育を戦闘化せし計  
 り、プロレタリア農民の「中央的使節遊行の日を一日も遅に実現化せねばならぬ。組織  
 宣傳部教育部政治部の並列により座談会演説会による組織、未組織農  
 民の意識、昂揚教育徹底化は今年度斗争議に於て大衆的に戦ひ得る事